

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について

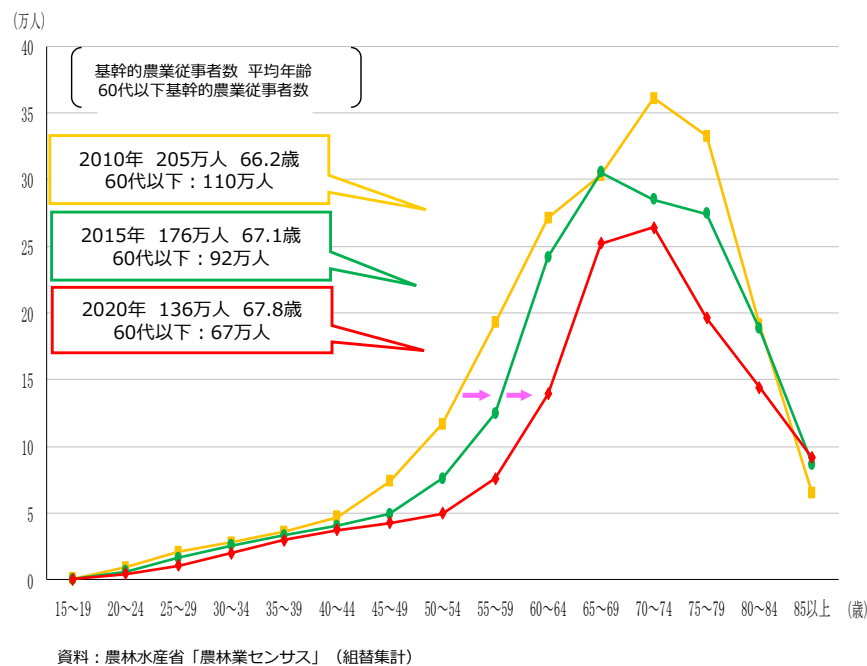
令和5年8月
農林水産省 経営局

- 1 農地等をめぐる状況
- 2 地域計画（人・農地プラン）の策定
 - ・協議の場の設置等
 - ・地域計画の策定に対する支援
- 3 目標地図の作成
 - ・デジタル地図の活用（eMAFF地図）
 - ・意向把握に係るタブレットの操作画面（イメージ）
- 4 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組①
 - ・農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減
 - ・利用権の新規設定時における添付書類の省略（農用地利用集積等促進計画）
 - ・農用地利用集積等促進計画の認可権限の委譲
 - ・農地バンクを活用した場合のメリット措置①
 - ・（参考）機構関連整備事業における団地の考え方
 - ・農地バンクを活用した場合のメリット措置②
 - ・地域計画の特例
- 5 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組②
 - ・遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し
 - ・所有者不明農地への対応
- 6 人の確保・育成
 - ・農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について
 - ・農地法関係事務に係る処理基準（事務次官通知）一部改正
 - ・農業経営・就農支援センター
- 7 基本方針・基本構想における記載内容の追加

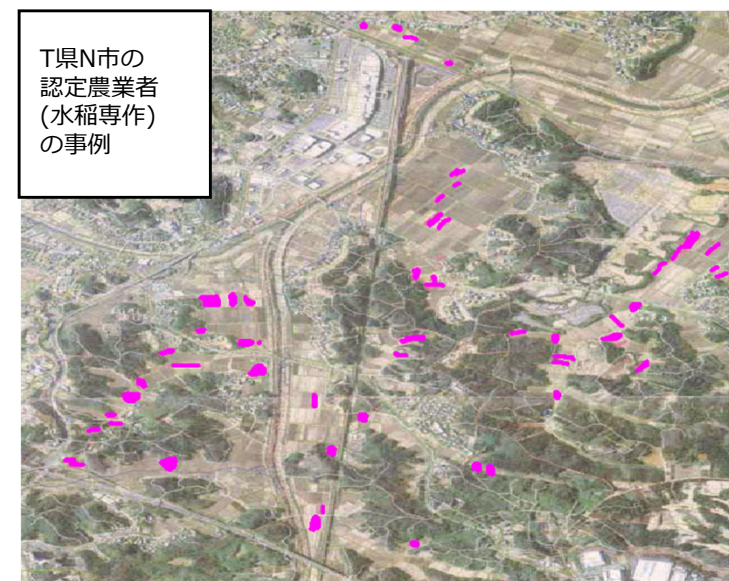
1 農地等をめぐる状況

- 我が国において、**高齢化・人口減少が本格化**する中で、**農業者の減少**や**耕作放棄地の拡大**がさらに加速化し、地域の**農地が適切に利用されなくなる懸念**
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、**農地が利用されやすくなるよう**、目指すべき**将来の具体的な利用の姿等**を描き、**分散錯圃の状況を解消**して、**農地の集約化等**を進めるとともに、**人の確保・育成を図る措置**を講ずることが必要

○ 基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



○ 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散 (分散錯圃)



経営面積16.4haが、70か所に分散して存在
最も離れている農地間の直線距離は5km

2 地域計画（人・農地プラン）の策定

- **同意市町村（基本構想を作成している市町村）**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）
- 地域計画は、**施行日**（令和5年4月1日）から**2年以内**（令和7年3月末まで）に策定

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件**を考慮した**区域**ごとに、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

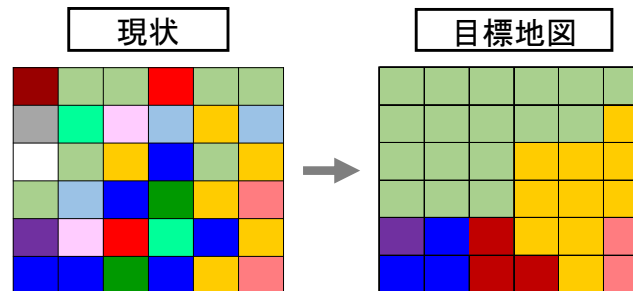
○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標** 等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、**市街化区域**については行われない。

協議の場の設置等

- 協議の場の参加者は、**農業者、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区**のほか、都道府県の普及指導センター、農産物の販売先業者、農村型地域運営組織（農村RMO）等を想定
- **既存の話合いの場**（地域農業再生協議会等）**を活用**することも可

「協議の場」の区域

自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域

- ・ 集落
- ・ 隣接した複数の集落
- ・ 大字
- ・ 旧小学校区

※ 現行の人・農地プランの策定区域を参考に市町村が設定

既存の話合いの場も可

- ・ 地域農業再生協議会
- ・ 中山間地域等直接支払協議会
- ・ 多面的機能直接支払協議会
- ・ 農山漁村振興交付金協議会 等

協議する事項

水田収益力強化ビジョンや地域の土地改良事業の計画等との整合性を図りつつ、以下の事項について話合い

※ これまでの**人・農地プランの取組**において、これらの事項について協議・公表がなされているときは、その結果を**地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなす**ことが可能

① 区域における**農業の将来の在り方**

（例）

- ・ 米から野菜等の高収益作物への転換
- ・ 輸出向け作物の生産
- ・ 有機農業の導入の推進 等

② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**

- ・ 協議の場が設定された区域のうち今後も農業上の利用が行われる農用地等の区域について議論

③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項

（例）

- ・ 農用地の集積・集約化の方針
- ・ 基盤整備事業への取組方針
- ・ 多様な経営体の確保・育成の取組方針
- ・ 農作業受託の活用方針 等

【市町村による地域計画の策定支援】

1. 地域計画策定推進緊急対策事業：14億円
 - ①市町村推進事業
話し合いをコーディネートする**専門家の活用**などを支援
 - ②農業委員会推進事業
目標地図の素案作成を支援
 - ③都道府県推進事業
説明会及び研修会の開催等の取組を支援
2. 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)：117億円の内数
中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援

【農地バンクを活用した農地の集約化】

1. 農地中間管理機構事業：53億円
農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）や**農地相談員による事業推進や遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で担い手に集積・集約化する取組**を支援
2. 機構集積協力金交付事業：63億円
農地バンクへの貸借・農作業受委託による集積・集約化に取り組む地域や目標地図において**受け手が位置付けられていない農地**について、**地域をあげて受け手を確保し、農地バンクを経由して農地を貸し付ける取組**を行う地域を支援
3. 固定資産税の特例
所有する農地全てを農地バンクに貸付けた場合は1/2に軽減

【農業委員会による農地利用の最適化】

1. 農業委員会交付金：47億円
農業委員会の職員の設置等の**基礎的経費を支援**
2. 機構集積支援事業：29億円の内数
都道府県農業会議による**目標地図の素案作成等の巡回サポートの取組**を支援
3. 農地利用最適化交付金：51億円
農地利用最適化推進委員等による**農地利用の最適化活動に要する経費**を支援（タブレット通信費等の事務費を含む）

【目標地図の実現に向けた支援】

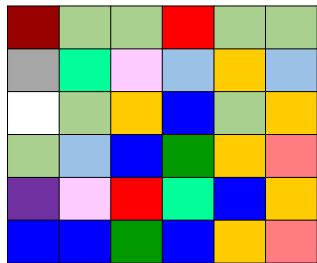
目標地図の実現を推進する観点から、地域計画策定区域、目標地図に位置付けられた者を対象とした各種補助事業との関連付け。

1. 農地利用効率化等支援交付金：15億円
目標地図に位置付けられた者の農業用機械・施設の導入を支援
2. 集落営農活性化プロジェクト促進事業：4億円
目標地図に位置付けられた集落営農の経営発展を支援
3. 農地耕作条件改善事業：239億円の内数
地域計画の区域内のきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物転換等のための取組を支援
4. 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
：176億円の内数
地域計画の区域内の集出荷貯蔵等の産地の基幹施設の導入を支援
5. 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金など：221億円の内数
目標地図に位置付けられた新規就農者の経営開始や機械・施設等の導入を支援

3 目標地図の作成

- 農業委員会は、**農業者の意向等**の情報を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の**関係者の協力**を得て、**目標地図の素案**を作成し、同意市町村に提出
- **農業を担う者**ごとに利用する農用地等を定めて**地図に表示**

①現状地図



農地関係の情報を一筆ごとに表示できる**デジタル地図**(eMAFF地図)を活用

<現状に係る情報>

- ・所有者の氏名・住所
- ・農地の所在・地目・面積
- ・農地の権利関係
- ・耕作者の氏名
- ・遊休農地かどうか
- ・農地バンクへの貸付状況等

タブレットでeMAFF地図に
情報送信

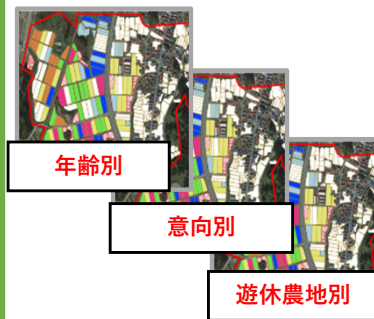


国が設定した全国統一の項目
をタッチパネルで入力

農業委員会(推進委員等)
が**出し手・受け手の意向等**
を把握

- ・出し手と受け手の年齢・耕作状況・後継者の有無
- ・出し手のリタイアの意向・機械所有の状況
- ・受け手の規模拡大(地域外を含む)・集約化の意向
- ・出し手と受け手の作業受委託の状況・意向等

②農業者の意向等の情報を ①の地図に追加して反映



農業者の意向等の情報を基に現状及び今後の見通し等について**分析できる地図**を作成可能に

<現状に係る情報>

- ・出し手・受け手の年齢
- ・出し手・受け手の意向
- ・後継者の有無等

eMAFF地図上で
ワンクリックで何通り
もの地図を作成可能

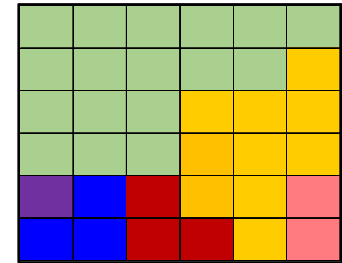


農業委員会は、農地の集約化等を図る観点から、**目標地図の素案**を作成

農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関は、農業委員会に対し、**必要な情報の提供等の協力**

- ・農地バンクは、増員した現地コーディネーターにより、地域外の受け手候補の情報を把握・提供
- ・JAは、組合員の経営意向を提供
- ・土地改良区は、管内の土地改良事業、水利施設の情報を提供

③目標地図

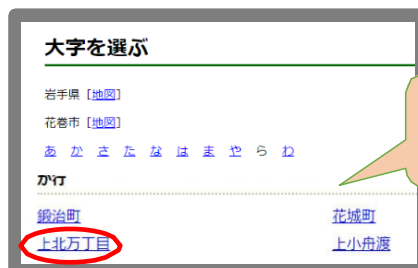
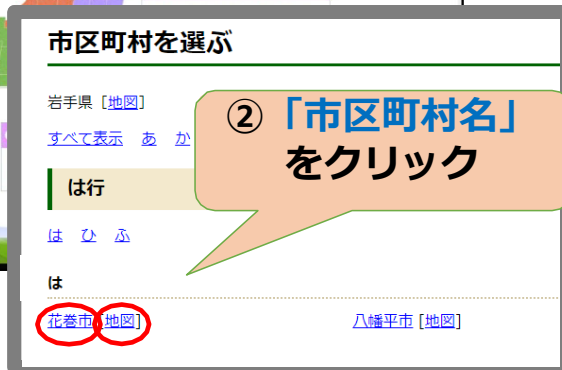


10年後に目指すべき**農地利用の姿**を地図に表示

- ・受け手がいない地域では、当面、例えば
 - ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織
 - ② JA等のサービス事業体等の活用
- ・受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、作成後も随時調整しながら反映

デジタル地図の活用（eMAFF地図）

- 市町村・農業委員会が整備している農地台帳・農地に関する地図について、公表項目はインターネット上で公表。**様々な条件で**農地を探ことができ、**筆毎の詳細な情報**を閲覧することが可能
- 令和4年度からは、農地台帳、水田台帳等の各台帳間のデータの紐付けを全国で行い、農地情報を一元化することで、**地域農業の話合いやデータ分析等へ活用**できるデジタル地図を構築



【閲覧可能な農地情報（公表項目）】

- 所在・地番、地目、面積
- 農地ポリゴン（水色）、筆ポリゴン（オレンジ）情報
- 農振法や都市計画法の地域区分
- 所有者の農地に関する意向（同意がある場合）
- 賃借権等の権利の種類と存続期間
- 遊休農地の判断と利用状況調査日
- 利用意向調査日

等

意向把握に係るタブレットの操作画面（イメージ）

- タブレットによる意向把握がスムーズに行えるよう、タブレット上の調査項目は国が統一的に設定
- タブレットの入力画面は、選択ボタンを押すだけで次の画面に移行するタッチパネル方式
- タブレットは、農地法第30条に基づいて行う利用状況調査にも活用可能

意向調査項目

- 今後の経営意向（規模拡大・縮小等）
- 規模拡大・縮小の時期
- 規模拡大・縮小の面積、
- 規模拡大・縮小の方法（売買・賃貸借等）
- 後継者の有無
- 農作業委託の利用状況
- 等

① 意向調査対象者を選択

・氏名、農地情報などの基本情報を自動登録済み

Wandeskusu System

農家・法人一覧

条件に合致する農家・法人の一覧です。

検索条件

・ 回答途中

対象件数 4 件

意向入力	台帳修正依頼	住所	氏名/農家・法人	ステータス	意向更新日
選択	修正依頼	あいうえお	結合テスト_0615	回答途中	
選択	修正依頼	東白石8-23	愛知 花子	回答途中	
選択	修正依頼	農業市山の上1丁目	結合純 太郎	回答途中	
選択	修正依頼	農業市山の中2-5	鈴木伊 結合	回答途中	

二番上まで

② 「経営に関する意向の入力」を選択

・選択項目の「経営に関する意向を入力する」をタッチ

Wandeskusu System

対象者 愛知 花子 様

経営に関する意向

経営に関する意向の登録後に農地に関する意向が登録できます。

農地に関する意向

すべての回答を完了する

③ 選択肢に応じて経営の意向を選択

Wandeskusu System

意向を登録する 農家・法人としての意向

今後の経営の意向

☒ ① 規模拡大

☐ ② 現状維持

☐ ③ 規模縮小（離農も含む）

☐ ④ 経営移譲（移譲先が決まっている）

☐ ⑤ その他

Wandeskusu System

意向を登録する 農家・法人としての意向

選択された意向の実施時期

☐ ① 1年以内

☒ ② 1年超 3年以内

☐ ③ 3年超 5年以内

☐ ④ 5年超 10年以内

4 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組①

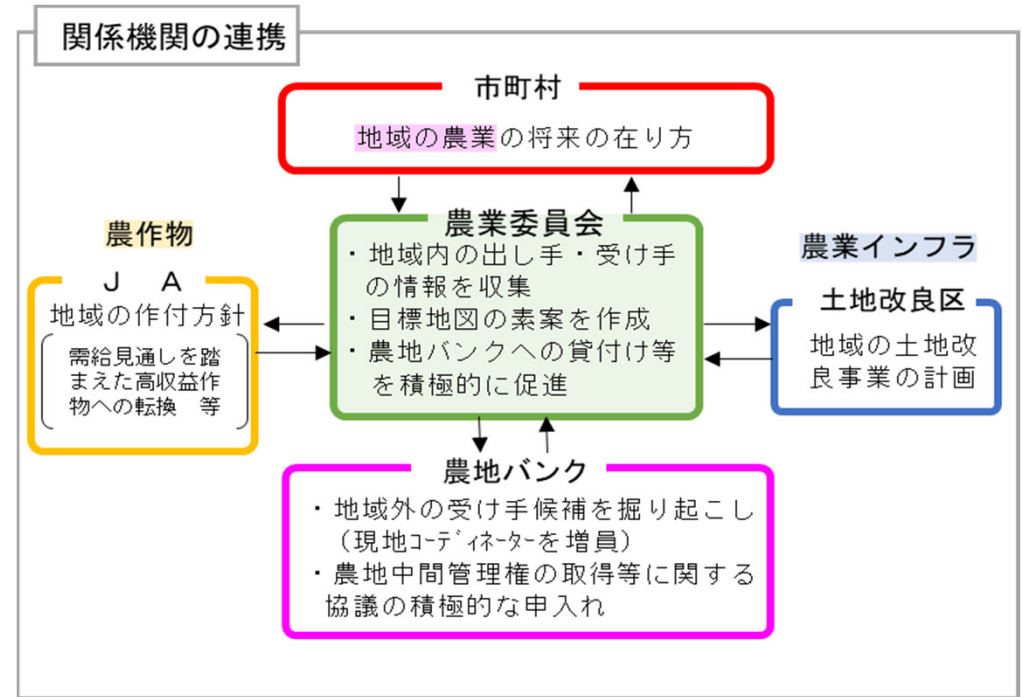
- 今後は、**地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成**に向けて、**農業委員会が中心となって、関係機関が連携**して取組を推進
- 農地バンクは、分散している農地を**まとめて引き受けて、一団の形で受け手に再配分**する機能を有し、**農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金**等も活用し、これによる集約化等の取組（従来の**貸借＋農作業受委託**）を促進

具体的な貸付け等の働きかけ

農業委員会が中心となって、**地域計画の達成に向けて、関係機関が連携して、農地バンクへの貸付け等の働きかけ**を実施

（農地バンクは、公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、**地域計画の達成**に資するよう事業を実施）

- ◆ **農業委員会**は、地域計画の達成に向けて、農地バンクへの貸付け等を**積極的に促進**
- ◆ **農地バンク**は、所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を**積極的に申入れ**
- ◆ 同意市町村は、農地バンクへの利用権の設定等が必要と認めるときは、所有者等に農地バンクと協議すべき旨を勧告

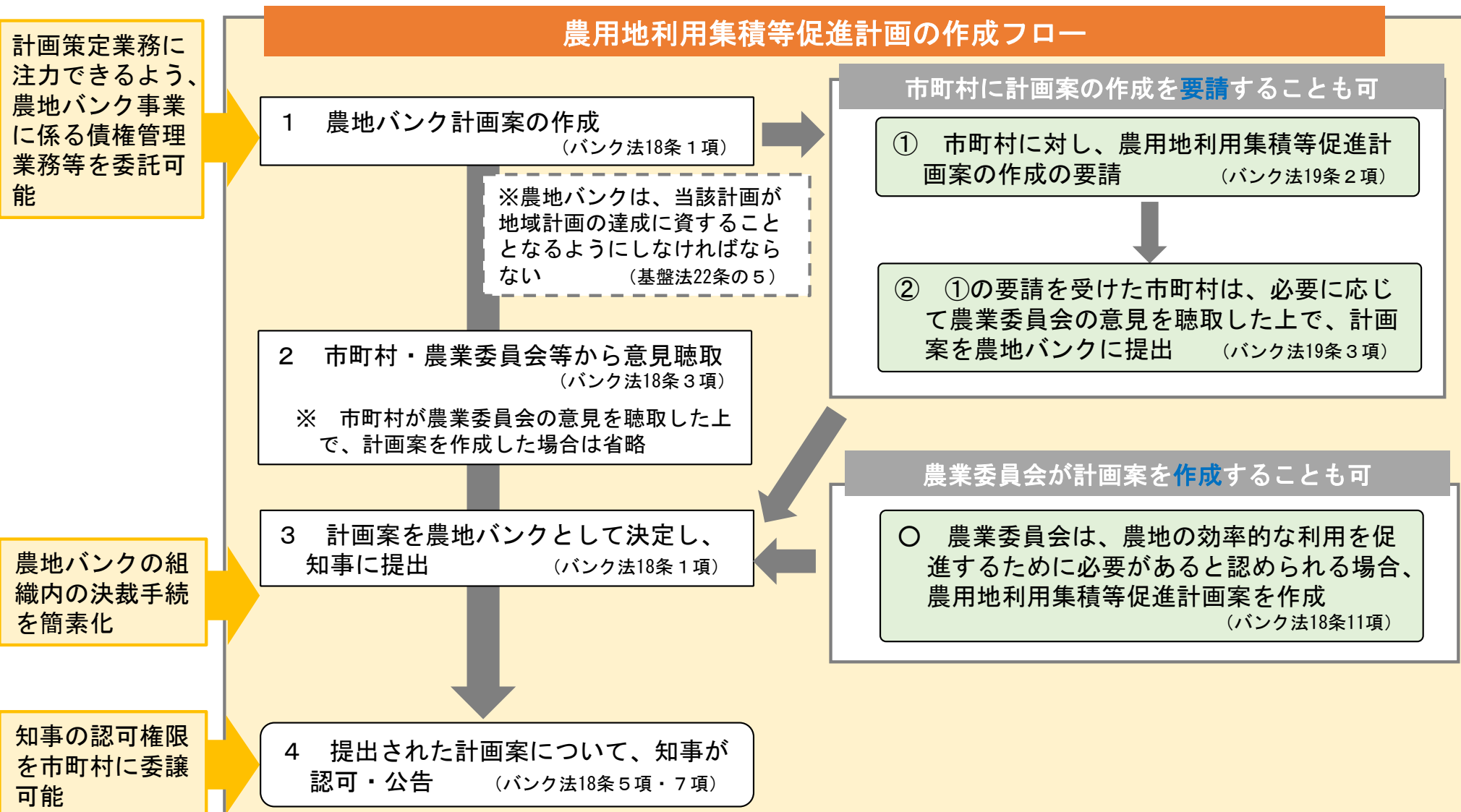


権利の設定等

- **農業委員会の意見**を聴いて、**農地バンク**は、貸借や農作業受託等について定める**農用地利用集積等促進計画**を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を**統合**）
 - **農業委員会**は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに**要請**でき、農地バンクは**要請内容を勧案**して計画を策定
- （農用地利用集積等促進計画の**添付書類の簡素化**や事務処理の迅速化を実施
・都道府県条例の改正による**都道府県知事の認可権限**の市町村長への委譲も可能）

農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減

- 農地バンクによる農用地利用集積等促進計画策定に当たっては、
- ① 農地バンクが**計画案の策定を市町村・農業委員会に要請**することができることとするとともに、
 - ② 計画案を農地バンクが決定するに当たり、農地バンクの組織内における決裁手続の簡素化を図る等により、**利用権設定の迅速化**を図る



利用権の新規設定時における添付書類の省略（農用地利用集積等促進計画）

- 制度改正後の農用地利用集積等促進計画に係る添付書類については、省令を改正し、**地域計画に位置づけられた者へ賃借権等を新たに設定**する場合も**添付書類を省略**することが可能。

現行（農用地利用配分計画）

- 農地バンクは配分計画の認可を受けようとするときは**利用状況等を記載した書類**を添付して、**都道府県知事に提出**しなければならない。（省令第12条第2項第1号）

添付書類

- 受け手が現に使用収益等している農用地等の利用の状況
- 耕作に必要な機械の所有の状況
- 受け手が個人である場合、耕作の事業に必要な農作業への従事状況 等

※ 再設定時は上記の書類は添付不要

改正後（農用地利用集積等促進計画）

- 地域計画（目標地図）に位置付けられた者が**賃借権等の設定を受ける場合**

新規設定時であっても、左記の**添付書類は不要**

（※） 左記の書類のほか、農地バンクが任意に求めている「耕作地明細表」、「圃場位置図」、「借受人の相続関係の説明図」等の書類も不要

農用地利用集積等促進計画の認可権限の委譲

- 農用地利用集積等促進計画の都道府県知事の認可権限は、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により市町村長に委譲することが可能
- 改正作業の円滑化を図るため、農林水産省は、都道府県条例の改正案の雛型を作成・提示

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

【農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（抄）】

<第6 農用地利用集積等促進計画の作成等（第18条及び第19条関係）>

8 留意事項

(4) 地方自治法による事務移譲

都道府県知事は、促進計画の認可及び公告の事務について、地方自治法第252条の17の2の規定により、**条例の定めるところによって市町村の長に移譲することが可能**です

【条例のモデル例】

(市町村が処理する事務の範囲等)

第〇条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

(別表)

事務
○ 農地中間管理事業の推進に関する法律による次の事務 (1) 第18条第1項の規定による認可に関すること。 (2) 第18条第7項の規定による通知及び公告に関すること。

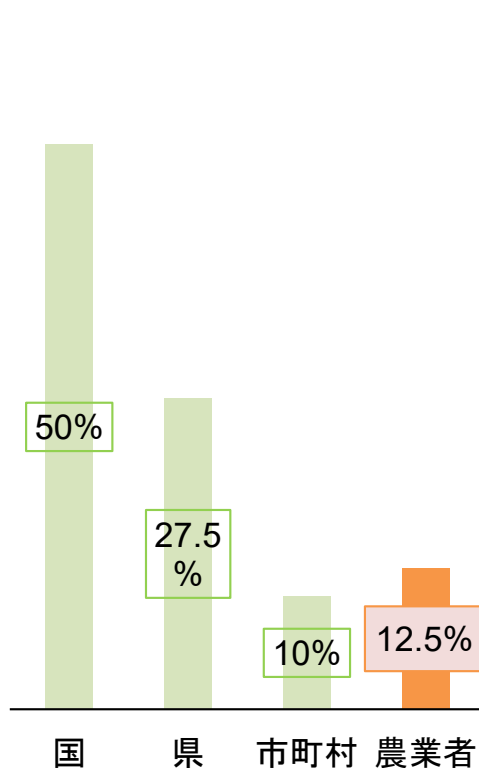
農地バンクを活用した場合のメリット措置①

農家負担ゼロの基盤整備事業（機構関連事業）

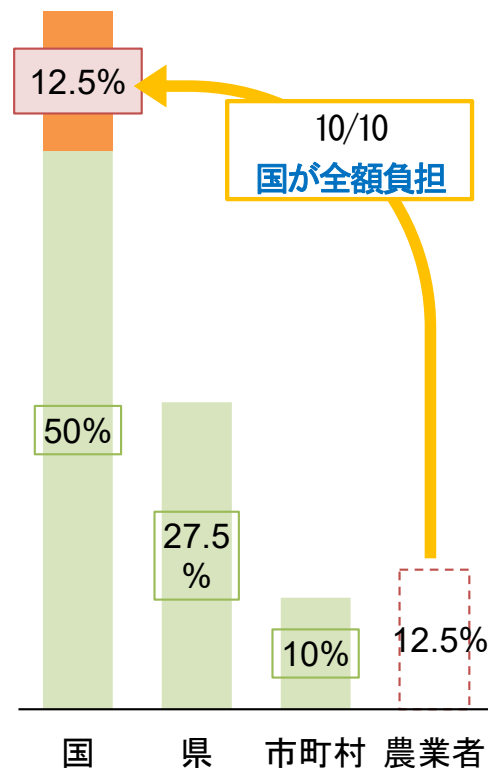
- 事業施工地域の全ての農用地について、農地中間管理権が設定されていること等の要件を満たす場合、**農家負担ゼロ**のほ場整備事業等（※）の実施が可能

※ 土地改良法の一部を改正する法律（令和4年法律第9号）により対象事業に**農業用排水施設**、**農業用道路**等の整備を追加

通常のほ場整備事業



機構関連事業

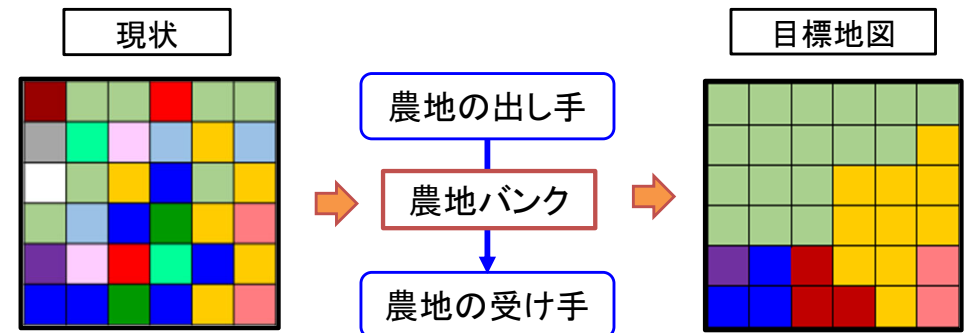


○ 事業実施要件

事業施工地域の全ての農用地を農地バンクに「貸し付け」又は「農作業を委託」すること

○ 地域計画（目標地図）との関係

地域計画の作成と同時に、全ての農用地を農地バンクに「貸し付け」又は「農作業を委託」することで、事業実施要件を満たすことが可能



機構関連整備事業 (※1) における「団地」の基準

平場 : 概ね 1 ha以上の連坦化した農地 (※2)

中山間 : 概ね0.5ha以上の連坦化した農地 (※2)

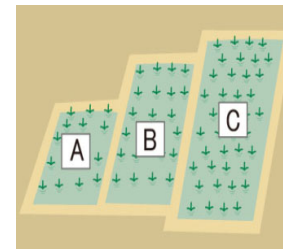
※1 下記の要件を満たす農家負担ゼロのほ場整備事業等

- ① 事業対象農地の全てに、農地中間管理権が設定
- ② 各団地は合計面積（事業実施範囲）が、概ね10ha（中山間地域は概ね5ha）以上とし、その算入範囲は大字を単位（ただし営農上の一体性がある場合はその範囲）とすること
- ③ 各団地は、概ね1ha（中山間地域及び樹園地は概ね0.5ha）以上
- ④ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上
- ⑤ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
- ⑥ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること

※2 「連坦化した農地」の考え方

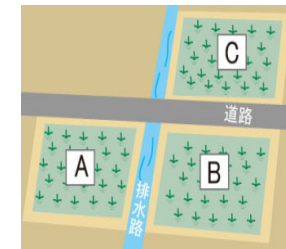
以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地

①



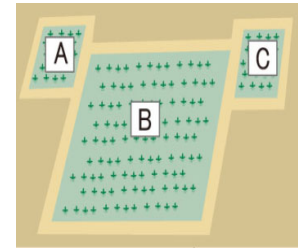
畦畔で接続する農地

②



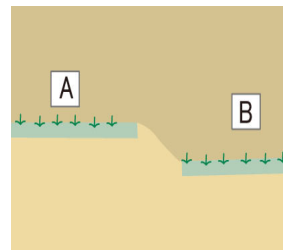
農道又は水路等を挟んで接続する農地

③



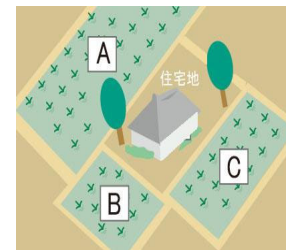
各々一隅で接続する農地

④



段状に接続する農地

⑤



借受希望者（耕作者）の宅地に接続している農地

農地バンクを活用した場合のメリット措置②

機構集積協力金

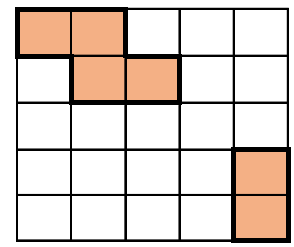
- ① 地域集積協力金は、地域内の農地バンクの活用率が「80%超」となるまでは、活用率を段階的に引き上げ、前回交付を受けた交付単価区分より高い区分で申請することにより、複数回の交付が可能
- ② 集約化奨励金は、地域集積協力金と同時に又は別に、地域内の農用地の団地化を進めることで、団地面積の割合の増加区分に応じて、複数回の交付が可能

① 地域集積協力金：地域の農地をまとめて農地バンクへ貸し付けた場合に協力金を交付（農作業委託の場合、単価は貸付の2分の1）

農地バンクの活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
	80%超	3.4万円/10a

＜1回目の交付＞

農地バンクに 〇 ×6を貸付け
活用率：6 ÷ 25 = **24%** ①



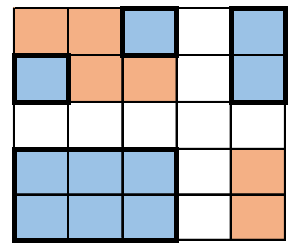
※交付対象は 〇 の農用地

2回目の申請は

活用率**40%超**で可能
(中山間地域は**30%超**で可能)

＜2回目の交付＞

農地バンクに 〇 ×10を貸付け
活用率：(6+10) ÷ 25 = **64%** ②



※交付対象は 〇 の農用地

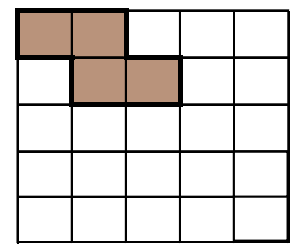
活用率は、既に農地バンクに貸し付けている農用地(〇)を含めて計算

② 集約化奨励金：地域の農地の団地面積の増加割合に応じて奨励金を交付（農作業受託の場合、単価は貸付の2分の1）

地域の団地面積の割合	交付単価
10ポイント以上増加	1.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a

＜1回目の交付＞ ※1マス 30a

1ha以上の団地 〇 ×4
増加ポイント：4 ÷ 25 = **16ポイント**



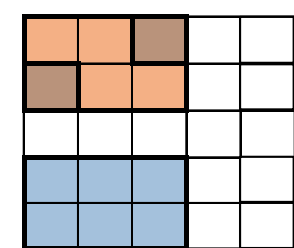
※交付対象は 〇 の農用地

2回目の申請は、

10ポイント以上の増加で可能

＜2回目の交付＞ ※1マス 30a

1ha以上の団地 〇 ×2 + 〇 ×6
増加ポイント：8 ÷ 25 = **32ポイント**



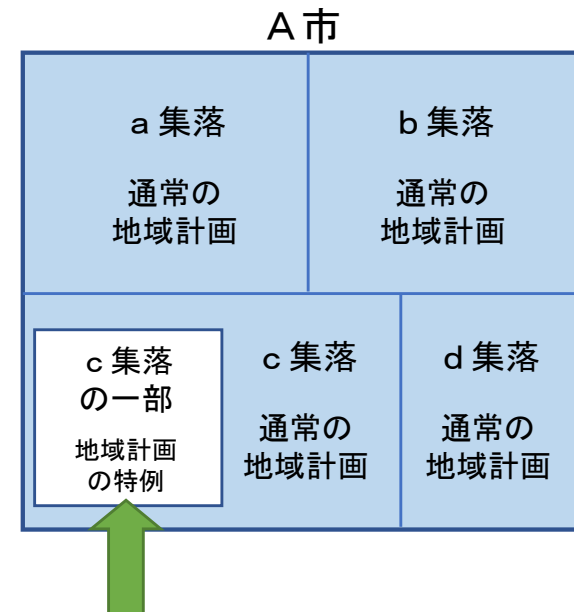
※交付対象は 〇 と 〇 の農用地

※団地＝2筆以上隣接する農地の面積が1ha以上
(中山間地域及び樹園地は、0.5ha以上)

地域計画の特例

- 地域計画の**特例**として、地域の農地所有者等がその**3分の2以上の同意**を得て、**市町村に提案**して、地域の農地について「**貸付け等を行う際には相手方を農地バンクに限定する**」旨を**地域計画に盛り込む**ことが可能
(現行基盤法における農用地利用規程の特例を移し替えたもの)
- **本特例を活用**するに当たっては、**できる限り丁寧に話し合い**を行い、**地域での合意形成**に努めることが重要

- 通常の地域計画を策定した地域の全部又は一部の地域について、農用地等の所有者等又は農業委員会は、
 - ① **農地バンク及び所有者等の3分の2以上の同意**を得て
 - ② 農地バンクに利用権の設定等を行う旨を追加的に、**市町村に対し提案**することができる
- 提案を受けた**市町村**が、**特例の地域計画**として策定する場合は、**所有者等の農地の貸付け先は農地バンクに限定**
(**自己戻しも可**)



農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和4年5月19日参・農水委)

五 農用地等の所有者等が、利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構に限定する旨を地域計画に定めることを提案しようとするため、その三分の二以上の同意を得るに当たっては、**極力、全ての所有者等の同意が得られるよう努める**こと。

3 分の 2 の同意を得て、農地バンクに区域の農地を貸し付け、集約化に積極的に取り組む、**特に意欲の高い区域**

(例)

地域でまとまって

- ① 農家負担ゼロの基盤整備事業を実施する場合
- ② 有機農業に取り組む農地の団地化を推進する場合
- ③ 農業法人や集落営農を設立する場合

5 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組②

- 地域計画（目標計画）の達成に向けた取組を推進するため、農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備事業）の特例や、遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定期間の引上げ等を措置

農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例等

[現行]

- ① 農地バンクが借り受けている農用地が対象
- ② 対象事業は、区画整理・農用地造成のみ

[見直しの内容]

- ① 地域計画の区域内で、農地バンクが**農作業等を受託している農用地**も対象に追加

（土地改良法の一部を改正する法律）

- ② 対象事業に**農業用排水施設、農業用道路等の整備**を追加

[農地の集約化が進んだ事例]



遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し

[現行]

- 遊休農地・所有者不明農地について、都道府県知事の裁定により農地バンクに利用権を設定する場合、期間の上限は20年

[見直しの内容]

- 裁定により農地バンクに設定される利用権の期間の上限を**20年から40年**に引上げ、農地の受け手のニーズに応じた**長期間の貸付けが可能に**

[遊休農地が解消された事例]



農用地区域からの除外に係る要件の追加

[現行]

- 農地転用のための農用地区域からの除外は、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で農用地区域以外に代替すべき土地がないこと等の要件を満たす必要

[見直しの内容]

- **農地転用**のための農用地区域からの除外の要件に「**地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない**と認められること」を追加

農地利用最適化推進指針の策定

[現行]

- 農業委員会は、農地利用の最適化の推進（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）について、推進の目標及び方法を定めた指針（農地利用最適化推進指針）を定めるよう努めなければならない

[見直しの内容]

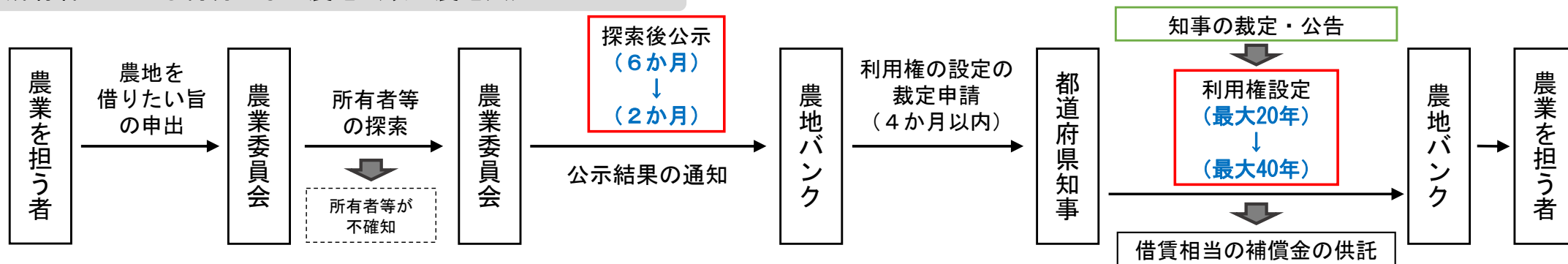
- **農業委員会**は、**農地利用最適化推進指針**を定めなければならない

遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し

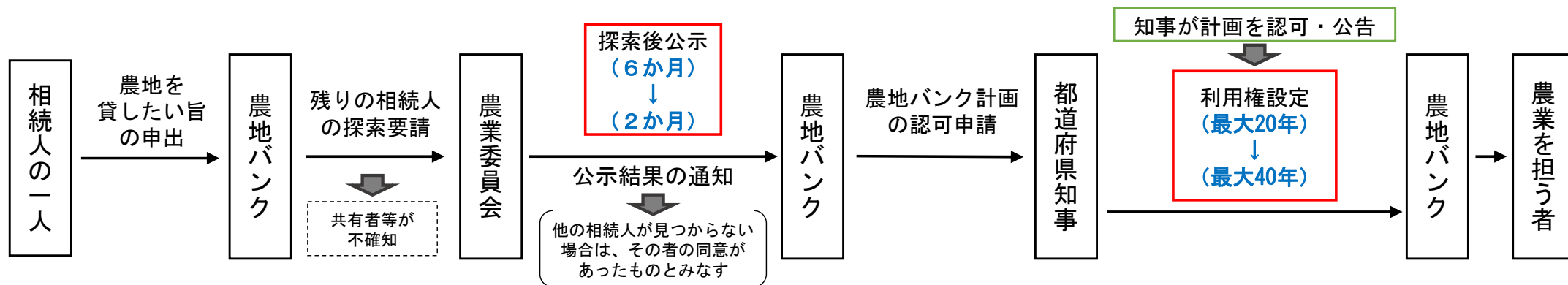
○ 遊休農地・所有者不明農地の利活用を促進するため、

- ① 農地バンクの**利用権の設定期間の上限を20年から40年に引き上げ**
- ② 農業委員会による不明所有者の探索後の**公示期間を6か月から2か月に短縮**

■所有者が1人も判明しない農地（改正農地法）



■共有者の1人以上は判明している農地（改正バンク法）



所有者不明農地への対応

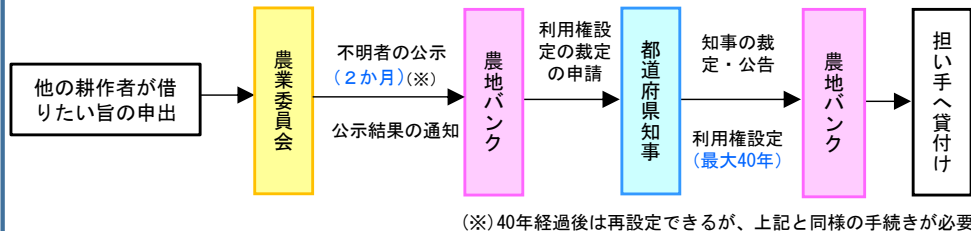
〔農地法等による対応〕

令和5年4月1日施行

現場の声①

所有者が分からないので、同意がとれず、農地を活用できない

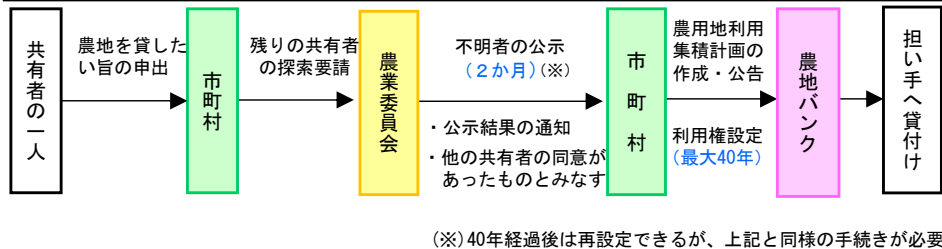
- 農業委員会に申し出れば、**農地バンク**を通じて**最大40年の利用権を設定**できます **【農地法】**



現場の声②

自分以外の共有者が分からないので、同意がとれず、共有地を貸せない

- 市町村に申し出れば、**農地バンク**を通じて**最大40年の利用権を設定**できます **【農業経営基盤強化促進法】**



農業委員会における不明者の探索方法

- ① **不明所有者**について、戸籍簿（附票）・除籍簿や住民票で**住所を特定**します（登記名義人が死亡している場合は、**配偶者と子**）
- ② 農地台帳に記載されている所有者以外に共有者がいないか確認します
- ③ ①又は②により判明した者（所有者・共有者）の**住所に簡易書留郵便で書面を送付**します
- ④ 送付後**2週間以内に返信がない場合は不明者**として取り扱い、**所有者不明農地を市町村の掲示板で公示**します（※）

〔改正民法による対応〕

令和5年4月1日施行

現場の声③

所有者が分からないので、同意がとれず、土地改良事業が実施できない

- 不明所有者の全財産ではなく土地に特化した「**所有者不明土地管理制度**」が創設されます

⇒ 利害関係人の申立てによって、裁判所において選任される**所有者不明土地管理人の同意**を得ることで、**土地改良事業が実施**できます

現場の声④

他の共有者が分からないので、同意がとれず、土地改良事業が実施できない

- 裁判所の決定**により、共有者の一人が**不明共有者の持分相当額を供託所に供託することにより、不明者の持分を取得できる制度が創設**されます

⇒ 判明している共有者が**農地の不明共有持分を取得し、その同意により、土地改良事業が実施**できます

6 人の確保・育成

- 都道府県知事が定める**基本方針**及び市町村が定める**基本構想**において、「**農業を担う者の確保・育成**」に関する事項等を追加
- 都道府県は、**農業を担う者の確保・育成**のために必要な援助を行う拠点（**農業経営・就農支援センター**）を整備し、国等関係者は、**情報の収集、連携協力**等や援助に努める
- **認定農業者の事業展開**等について**資金面等で後押し**。また、農地の利用を支える取組として、サービス事業体やJA等による**委託を受けて行う農作業の実施を促進**

農業経営・就農支援センターの整備

- 都道府県は、市町村、農業委員会、農地バンク、JA等の関係機関と連携協力して、**農業経営・就農支援センターを整備**し、経営サポート・就農サポートを一括して実施（現在、青年農業者等育成センターのみを位置づけ）

経営サポート

- ・ 農業経営の改善
- ・ 円滑な継承
- ・ 法人化 等

就農サポート

就農等希望者の相談に
応じて、

- ・ データベースを活用した
就農に関する情報提供
〔 農業体験、研修機関等の
情報 〕
- ・ 就農候補市町村との調整
等を実施

農業者の課題解決に向け、
社会保険労務士、税理士、
中小企業診断士、行政書士
等の専門家がアドバイス

下限面積要件の廃止

- 農地を利用しやすくするため、農地等の権利取得時の**下限面積要件を廃止**

※ 新規就農者の部門別の参入割合は、野菜・果樹部門が約7割を占有。当該部門の新規就農者の参入時経営面積の5割超が50a未満

農業者の事業展開の促進

- **認定農業者**の財務基盤の強化を図るため、「**資本性劣後ローン**」を日本政策金融公庫が融資する資金で措置（**据置期間の範囲を延長**）

農業経営の安定に必要な資金	3年以内	→	20年以内
施設の改良等に必要な資金	8年以内	→	25年以内

※ 資本性劣後ローン
長期間にわたり元本返済が不要であるなど融資条件の面で、負債ではなく、資本に準じたものとして取り扱われるローン

- 認定農業者が**農業用施設の整備**に取り組みやすくなるよう、**農業経営改善計画に施設整備に関する事項を記載**し、市町村が都道府県知事の同意を得て認定した場合、**農地転用許可**があったものとみなす

農地の利用を支える取組の推進

- JAが**農業経営**を行いやすくするため、組合員の書面による同意**手続を緩和** ※
〔 現行 〕 総組合員等の**2/3以上**の書面同意
〔 見直しの内容 〕 総会（総組合員等の**半数以上**の出席）での**2/3以上の決議**

※ 組合員1,200人超のJAは既に緩和済み

- 委託を受けて行う農作業の実施を促進するため、農作業受託事業の実施者による事業の**情報提供**、**JA自らの農作業受託等を促進**

ドローンによる防除



農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について

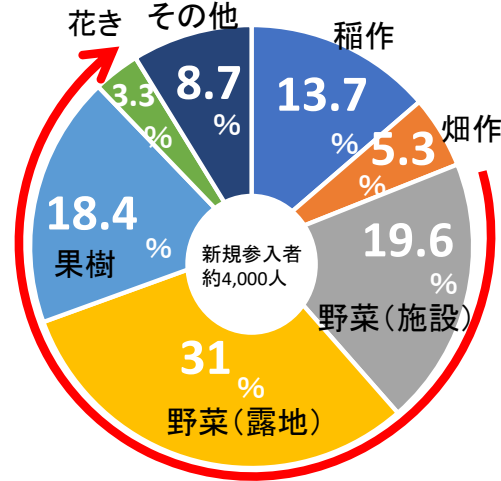
農業従事者の 減少・高齢化の進展

2000年：240万人→2022年 123万人
(▲49%)

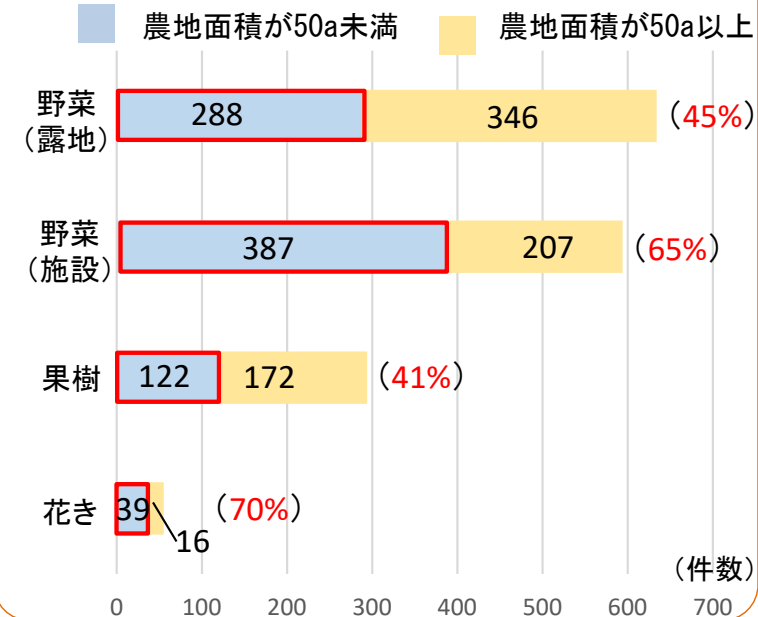
平均年齢：67.9歳（2021年）

70歳代以上：69.5万人（58%）

新規参入者割合 野菜・果樹・花きが全体の7割超



新規参入面積が50a未満の割合



【農地法第3条の許可基準】

改正前

- 農地の全てを効率的に利用すること（第1号）
〔耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無について確認〕
- 必要な農作業に常時従事すること（第4号）
〔農作業への年間従事する日数（原則150日以上）について確認〕
- 50a以上面積を経営すること（第5号）
- 周辺の農地利用に支障がないこと（第7号）
〔周辺農地の集約化や水利用への影響の有無について確認〕



改正後

- 同左
- 同左
- 廃止
- 同左 → 地域計画の達成に支障がないことを確認する旨をガイドライン（処理基準）で明確化

背景

- 農業者の減少・高齢化が加速化する中にあるのは、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、下限面積要件を廃止

改正内容（追加）

【第1号関係】（農地の全てを効率的に利用すること）

- 権利取得者等が、権利取得後において行う耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。

【第7号関係】（周辺の農地利用に支障がないこと）

- 地域計画の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得については許可することができない。特に地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされていることから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断をすることが必要である。

- これまで主に若者を対象に就農段階の支援を行っていた青年農業者等育成センターに替えて、年齢層を限らず、「農業を担う者」として幅広く対象とし、就農から経営発展についてきめ細かなサポートを実施する「農業経営・就農支援センター」の仕組みを創設し、都道府県が体制を整備
- センターは、就農等を希望する者からの相談に対応するとともに、市町村や地域における就農受入体制等の情報が登録されたデータベースを活用し、希望者のニーズに応じた研修先等を提案し、紹介することで、円滑な就農を支援

農業経営・就農支援センターの機能を担う体制の整備

都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（農業経営・就農支援センター）としての機能を担う体制を整備

① 農業経営に関する援助（助言・指導等）

経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承、農業経営の法人化のために必要な助言・指導等

② 就農等希望者に対する援助（相談対応・情報提供等）

就農等希望者などからの相談への対応、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の収集・提供等

③ 希望に応じた市町村等の関係者への紹介・調整

関係者から提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、必要な調整等

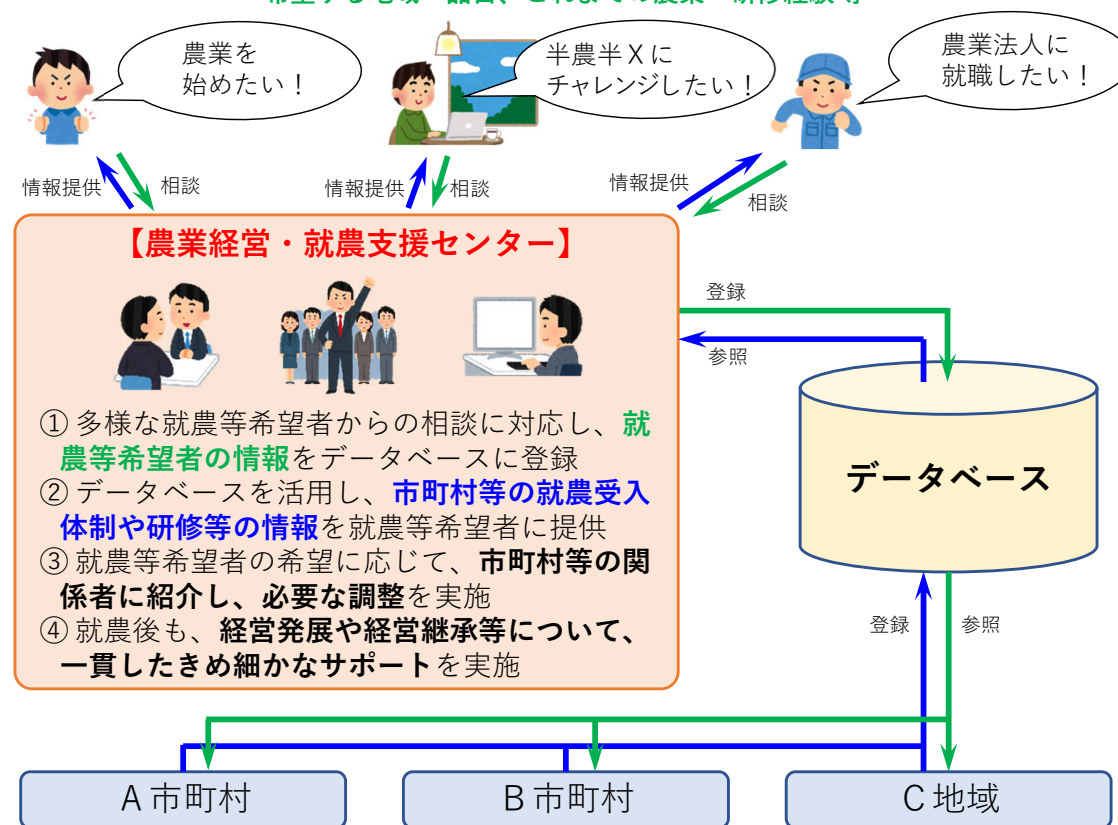
「農業を担う者」とは

- ① 認定農業者等の担い手やその他の多様な経営体を含め農業経営を営んでいる者
 - ② 雇用されて農業に従事している者
 - ③ 新たに農業を始めようとする者
 - ④ 農作業の受託サービスを提供する者
- など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当

データベースを活用した就農等希望者のマッチング

【就農等希望者の情報】

・希望する地域・品目、これまでの農業・研修経験等



【市町村・地域毎の就農受入体制・研修等の情報】

- ・地域の受入体制（関係者の連携・相談対応体制等）等
- ・就農に関する各種の支援措置（農業技術・経営の研修等）

7 基本方針・基本構想における記載内容の追加

- 都道府県知事が定める**基本方針**及び市町村が定める**基本構想**において、「**農業を担う者の確保・育成**」、「**農用地の効率的かつ総合的な利用**」に関する記載事項等を追加
- 法施行（令和5年4月1日）後、**基本方針は3か月**（令和5年6月末まで）、**基本構想は6か月**（令和5年9月末まで）の**経過措置期間**を設定

基本方針（都道府県）記載事項の追加

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- 二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- 三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- 四 **農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項**
- 五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標**その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**
- 六 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

基本構想（市町村）記載事項の追加

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 四 **前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**
- 五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標**その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**
- 六 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項
 - イ **第十八条第一項の協議の場の設置の方法、第十九条第一項に規定する地域計画の区域の基準その他第四条第三項第一号に掲げる事業に関する事項**
 - ロ～二 （略）